佐賀県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その区域を表示した図面は、令和８年10月30日から同年11月30日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年10月30日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	道路の占用を制限する区域
県道 佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東二丁目（下高木交差点）から 佐賀市高木瀬東二丁目（高木瀬東一丁目交差点）まで

２　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

３　占用を制限する理由

幅員が著しく狭い通学路の占用を制限することにより、車両の能率的な運行を図るため。

４　占用制限の開始の期日

令和８年10月30日